

各都道府県主務部長 あて

農林水産省経営局保険監理官

日照不足、低温等による被災農業者に対する共済金の年内支払等の確実な実施について

本年 7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、更に北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、農業共済団体等に対して、共済金の支払又は仮渡しが行えるような準備の指示・指導等を行っていくこととされたところです。

各都道府県においては、農業共済組合等に対し、下記のとおり、被災農業者に対する共済金の年内支払等について、その準備の指導方、遺漏なきようお願いいたします。

なお、このことに関連し、別添 1 のとおり、貴管内の農業共済組合連合会会長理事等あて通知しましたので、申し添えます。

記

1 共済金の年内支払等

- (1) これまでも、共済金の年内支払を行ってきた共済目的については、本年においても迅速かつ確実に年内支払を行うこと。
- (2) これまで年内支払を行っていない共済目的については、年内支払が実施できない課題について整理して、対応策を検討・策定し、特段の支障がない限り年内支払を実施すること。

- (3) 上記(2)において年内支払の対応策が策定できず、年内支払ができない場合は、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施すること。
- (4) なお、収穫量が把握できないなど年内において共済金の支払又は仮渡しができない場合にあっても、できる限り迅速に共済金の支払又は仮渡しを行うこと。

2 共済金の年内支払等の体制整備

「日照不足、低温及び大雨による農作物等の被害に係る農業共済の対応について」（平成21年7月29日付け21経営第2384号農林水産省経営局保険監理官通知）により、共済金の早期支払体制を確立すること。

また、被害が生じた場合に速やかに対応できるよう、被害状況を把握し、当該共済目的について1の「共済金の年内支払等」に沿って、検討すること。その際、必要に応じ農業共済組合連合会と連携すること。

なお、共済金の仮渡しを行う場合、万一、仮渡した額が共済金を上回ったときは、返還が生じることを組合員等に周知すること。

3 スケジュールの設定・管理

共済金の年内支払等が迅速かつ確実に実施されるよう関係機関の協力を求めるとともに、スケジュールの設定・管理を行うこと。

写

21 経営第 2464 号
平成 21 年 8 月 4 日

各都道府県農業共済組合連合会会長理事 あて

農林水産省経営局保険監理官

日照不足、低温等による被災農業者に対する共済金の年内支払
等の確実な実施について

本年 7 月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、西日本等における大雨、更に北日本を中心とした今後 1 ヶ月程度の低温の可能性等の状況を踏まえ、農作物への被害を最小限に抑え、被害が起きた場合の速やかな対応を準備するため、本日、農林水産大臣の指示により農林水産省内に「日照不足・低温等対策連絡会議」が設置されました。

その中で、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、農業共済団体等に対して、共済金の支払又は仮渡しが行えるような準備の指示・指導等を行っていくこととされたところです。

つきましては、別添 1 のとおり、都道府県主務部長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴職においても、管内農業共済組合等に対して十分な御指導及び保険金等の年内支払等の実施について取り組まれますようお願いいたします。

また、管内の農業共済組合等における共済金の年内支払等に係る課題、対応方針及びスケジュール等について把握し、下記により取りまとめ、速やかに報告するようお願いいたします。

記

1 報告方法

管内の農業共済組合等における共済金の年内支払等について、実施見込み、検討を要する課題及び課題の解決に向けた対応方針を別添様式に従い取りまとめ報告願います。

2 報告期日

「平成21年度の農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済における共済金等支払見込額等の調査について」（平成21年7月29日付け21経営第2358号農林水産省経営局保険監理官通知）における報告に合わせ提出していただくこととし、災害の発生に応じて、9月4日（金）、10月7日（水）、11月6日（金）、12月4日（金）までとします。

